

動物の愛護及び管理に関する法律が改正されました

改正内容のうち、動物取扱業に関するものを抜粋してお知らせします。

改正の内容（一部）と適用される日

令和2（2020）年6月1日から

- 動物の販売場所の限定
- 動物に関する帳簿の備付け
- 動物取扱責任者の要件の厳格化
- 勧告に従わない事業者の公表
- 特定動物に関する規制強化
- 動物虐待の罰則引上げ

公布から2年以内 （公布日：R1.6.19）

- 環境省令等で定める第一種動物取扱業の遵守基準
- 幼齢の犬、猫の販売等の制限



公布から3年以内 （公布日：R1.6.19）

- マイクロチップの装着・登録義務



令和2（2020）年6月1日から 始まること

動物の販売場所を事業所に限定

- 事業所外での現物確認及び対面説明が**禁止**されます。

動物に関する帳簿の備付け等

- 動物種の拡大：第一種動物取扱業が対象とする**動物全般**（改正前は犬猫のみ）
- 対象業種の拡大
 - （1）帳簿の備付け：**動物販売業者等**（改正前は犬猫等販売業者のみ）
 - ・ 第一種動物取扱業者：販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業
 - ・ 第二種動物取扱業者：譲渡し業
 - （2）定期報告：**動物販売業者等**（改正前は犬猫等販売業者のみ）

動物取扱責任者の選任要件の厳格化

- 以下の（1）又は（2）の要件を満たす必要があります。
 - （1）**獣医師**又は**愛玩動物看護師**の免許
 - （2）必要な**経験**と**知識**（詳細は以下の図）

必要な経験

- 第一種動物取扱業の種別に係る半年間以上の実務経験
又は
- 動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験



知識

- 第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校等を卒業
又は
- 公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明

【（2）について】
令和2年6月1日時点ですでに登録を受けている事業者の方は、**3年以内**に要件を満たす必要があります。

勧告に従わない事業者の公表

- 都道府県知事は、勧告を受けた者が期限内に従わなかったときは、その旨を公表できるようになります。



特定動物（危険な動物）に関する規制の強化

- 特定動物が**交雑して生じた動物**も、特定動物として扱われます。
- 特定動物の愛玩目的での飼養・保管が**禁止**されます。



動物虐待の罰則引上げ

- 殺傷、虐待、遺棄について罰則が強化されます。

愛護動物の殺傷

(現行)
2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

(改正)
5年以下の懲役又は500万円以下の罰金

愛護動物の虐待・遺棄

(現行)
100万円以下の罰金

(改正)
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

公布から2年以内 に始まること



環境省令等で定める第一種動物取扱業の遵守基準

- 遵守すべき事項として7項目（① 飼養施設や設備の構造・規模・管理 ② 従業員の数 ③ 飼養・保管環境の管理 ④ 動物の病気への対応 ⑤ 動物の展示・輸送の方法 ⑥ 動物の繁殖の方法 ⑦ その他必要事項）が規定されています。
- 犬猫等販売業者に係る基準の場合は、できる限り具体的なものでなければならぬとされ、現在、国の検討会で検討されています。



幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限

- 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る）は、**出生後56日**を経過しない犬又は猫を販売すること等ができなくなります。

天然記念物指定犬の特例措置

- 文化財保護法の規定により天然記念物に指定された犬（指定犬）の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合、**出生後49日**を経過したもの。

(指定犬)
秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

公布から3年以内 に始まること



マイクロチップの装着・登録義務等

- 犬猫等販売業者にマイクロチップ装着、情報登録が**義務化**されます。

【動物の愛護及び管理に関する法律（環境省ホームページ）】
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/index.html
※改正の詳細な内容等については環境省のホームページを御覧ください。

【お問合せ先】
栃木県動物愛護指導センター 028-684-5458（平日 8:30～17:15）

